

# 第27回 「障害」のある子どもの高校進学を考える学習会

## みんなといっしょに 高校へ行きたい！

資料その2

資料作成 片岡 次雄

### 目 次

#### 1-8. 大阪府教育庁作成の資料(「学習指導及び評価(通知)」以外は、全て一部を抜粋したもの)

抜粋版なので元の文書名を記している。気に入るものがあれば元の文書を当たってください。

- ・障がいのある子どものより良い就学に向けてく市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック
- ・「合理的配慮の検討に当たって留意すること」〈府立学校教職員研修用資料〉
- ・令和2年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項(旧年度版を使っている)
- ・令和2年度 府立学校に対する指示事項～未来を拓(ひら)く教育をめざして～(旧年度版を使っている)
- ・確かな学力(文科省HP)
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた「観点別学習状況の評価」実施の手引き
- ・府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について(通知)(全文)
- ・大阪府立高校に在籍する「障がいにより配慮を要する生徒」の人数
- ・高校生活支援カードの作成と活用マニュアル(p7)
- ・高校生活支援カード見本(p8)：各高校が独自に改編しやすい形式の元ファイルが作られている。  
府立高校では合格者(入学者)説明会の時に全員に配られる。  
入学後の生活に心配なときは最大限活用を。記入欄が足りないときは別紙をつけて良い。

p4, 5, 6 は、「高校に行っても、単位が取れない、進級できない、卒業できない」と言う、学校や塾の先生を意識したページ。大阪府教育委員会はこのような指導が出来るという見本集でもある。

公立高校受験に関して話があるときは高等学校課学事グループと話をすることができる。

府立高校の高校生活に関して高校側に問題があるときは高校教育改革課と話をすることができる。

このことは府立高校に限定され、私立高校に関して話をする手立てはない。

#### 9. 「個別の指導計画」を作ってもらおう

教育支援計画も指導計画も、「特別な支援が必要な児童生徒だけに作成」される。

別教室で特別に指導することを固定されたり強化されたりする可能性がある、危険な両刃の剣である。学校がしっかりしている場合は不要だけれど、全ての学校で作られていることになっているので、「ダメな学校」に対して使える武器でもある。

大阪府立高校は教育支援計画のひな形しかないように、「個別の指導計画」を高校はあまり意識していない。

日常の学校生活を見つめ直してもらおう武器に使えるのが「指導計画」(小・中・高校全て)。

# 障がいのある子どものより良い就学に向けて

## 〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉

大阪府教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課  
平成 26 年 3 月発行

### 2. 市町村教育委員会における就学相談・支援の在り方

#### 〈ポイント〉

- 1 地域の小・中学校で受け入れるという意識をもって、就学相談・支援をスタートする。
- 2 本人・保護者の思いをしっかり受け止め、信頼関係を築きながら就学相談・支援を進める。
- 3 就学移行期の「個別の教育支援計画」の作成・活用を通じ、合理的配慮の提供等について保護者との共通認識を醸成する。
- 4 地域の小・中学校への就学に向けての適正な情報提供と学校見学・体験入学の充実を図る。
- 5 発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先を変更できることを関係者の共通理解とする
- 6 就学後も定期的な教育相談や「個別の教育支援計画」の見直しを行う等、フォローアップ体制の整備を図る

国は、今般、就学先の決定の仕組みを改める等の学校教育法施行令の一部を改正し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて大きく動き出しました。これまで、本施行令第 22 条の 3 に該当する者は特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として地域の小・中学校への就学を可能としてきた現行規定を改め、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な観点から市町村教育委員会が判断していく仕組みになりました。(資料編 文部科学省資料参照)

大阪府では、これまでもすべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に支援教育をすすめ、就学相談・支援においても、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、本人・保護者の意向を最大限に尊重した就学相談・支援の充実を図ってきましたが、今回の「学校教育法施行令」の改正を踏まえ、障がいのある児童生徒の就学相談・支援において市町村教育委員会は、障がいの程度に関わらず、地域の小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識を持って、就学相談・支援を進めていく必要があります。

#### ※3 〈本人・保護者との出会い〉

保護者は、市町村教育委員会に自分の子どもを進んで受け入れようとする姿勢が見られないと、心を開いて相談することはできない。障がいのある幼児・児童・生徒の就学相談は、障がいの程度に関わらず、地域の学校からスタートし、地域で受け入れるという姿勢のもと、保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に傾聴し、共感的理解に努める必要がある。

この姿勢は、学校の管理職や教職員も同様となる。市町村教育委員会の姿勢と学校の姿勢に違いがあったり、違った情報提供を行うと、保護者は不安になり、学校への信頼をも失くしてしまうことに留意する必要がある。

## ※9 <合理的配慮の検討、決定>

- 市町村教育委員会や学校は、地域の学校で受け入れるという意識を持って、合理的配慮の検討を行う必要がある。  
「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定は、障がい理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- 合理的配慮の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなっているが、体制面や財政面ばかりが前面に出ると、保護者は就学を拒否されたと感じてしまうことに十分留意する必要がある。

## ※10 <就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢>

- 大阪府がこれまでも大切に進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させ、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場でともに学ぶことをめざし、就学先決定を行うことが大切である。

**Q 施行令第22条の3の就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」として、支援学校への就学が認められないのですか。**

**A** 支援学校に就学できる児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3の就学基準に該当する障がいの程度であることが前提となりました。よって、就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」とすることはできません。

ただし、就学基準に該当するかどうかの判断が難しいケースもあることから、市町村教育委員会は、本人の障がいの状況を十分に把握することが必要です。基本は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、必要な支援の内容や本人・保護者の意向を受けとめた上で、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定していくこととなります。

**Q** 保護者から、就学先での具体的な支援や配慮について、すぐに対応できないような要望が出てきた場合、できないことは「できない」とはっきりと伝えてもよいでしょうか。

**A** 「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」という新たな概念が提唱され、「合理的配慮」の不提供は、障がい理由とする差別に含まれるとされています。「障害者差別解消法」では、「合理的配慮」の提供を、国・地方公共団体の法的義務と規定しています。

学校での「合理的配慮」については、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面をも勘案し、必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなど、保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくことが大切です。

財政上、すぐに提供できない事情がある場合でも、「今、できることは何か」、「どんな工夫ができるか」といったことを、保護者には肯定的に伝え、共通理解を図っていきましょう。

### (3) 合理的配慮の検討に当たって留意すること

府立学校教職員研修用資料 第3版 令和3年4月改訂 P3

ポイント 本人・保護者と学校が、丁寧に話し合うことが大切です。  
学校として、組織的な相談体制を整備しましょう。

#### ◆参加する機会が保障されているか確認する

障がいのある子どもが、学校のあらゆる活動に参加する機会を保障します。障がい者手帳のあるなしにかかわらず、障がいのあるすべての子どもが対象となります。また、意思の表明がない場合でも、子どもが社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、子どもやその保護者に対し、適切な配慮を提案するために対話を働きかけます。

入学時には子どもやその保護者の理解を得たうえで、校種間での情報の引継ぎを行い、また、医療機関・療育機関、福祉機関とも連携し、途切れることのない支援に努めます。

#### ◆子どもや保護者の願いを聞き、配慮について共通理解を図る

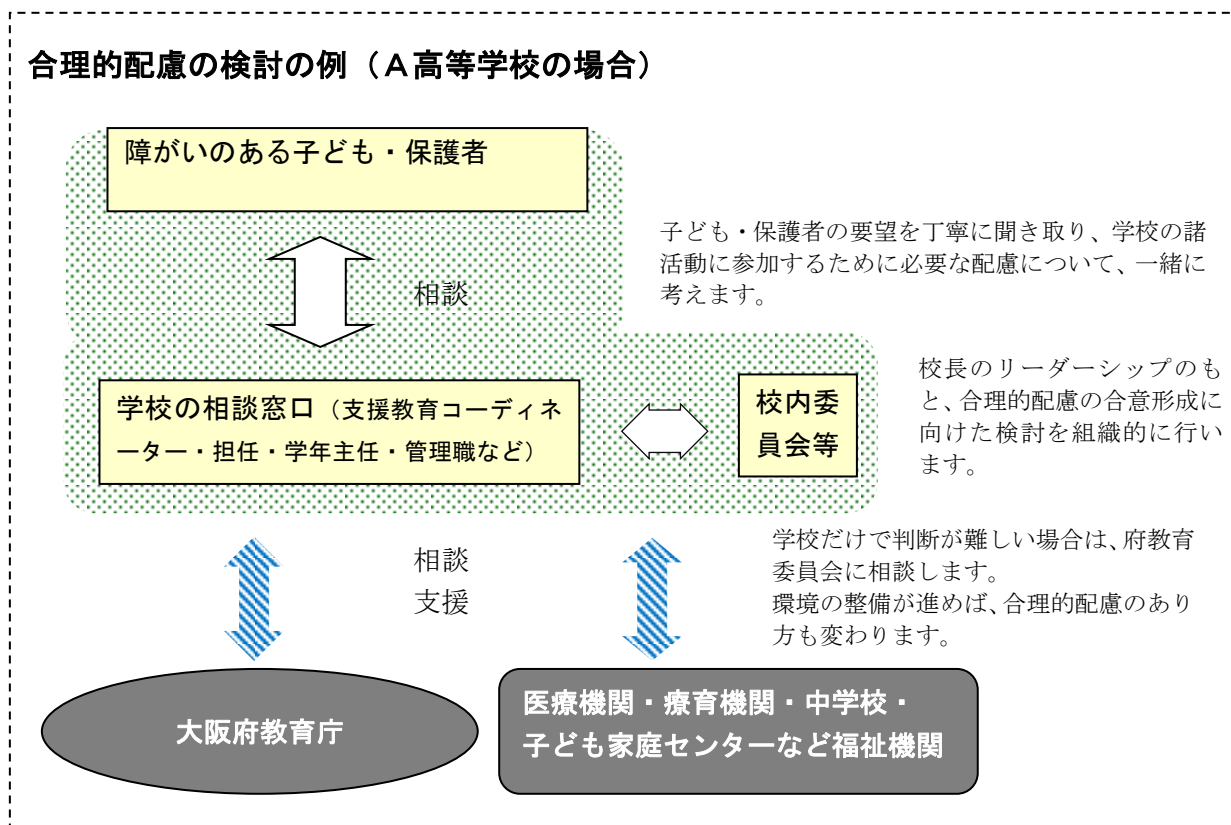
子どもが学校の活動に参加するための合理的な配慮は、それぞれの子どもの状態や学校の状況によって異なります。障がいのある子どもやその保護者の願いを聞き、どんな配慮が必要なのか、何を優先して提供する必要があるかなどを話し合います。

相談を受ける際や合理的配慮を検討する際には、子どもの「最善の利益」を考えながら対話を重ねていきます。

求められている対応ができない場合でも、代替手段がないか、今できることは何かなどを組織的に検討し、子どもやその保護者に伝え、共通理解を図ります。

#### ◆定期的に配慮の内容を確認し、柔軟に対応する

話し合っただけで決定した合理的配慮の内容については個別の教育支援計画や「高校生活支援カード」等に記載して引き継いでいきます。また、子どもの発達や周囲の環境の整備・変化等により、必要とされる合理的配慮は変わるので、定期的に見直すとともに、柔軟に対応していくことが求められます。



**【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】**（p11）

障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が地域社会で、豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、すべての学校園において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。

ア 「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

イ すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

**<就学相談・支援の充実>**（p41）

ア 就学相談・支援に当たっては、「障がいの状態等」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点を踏まえて、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの整理に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、できるだけ早期に就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。

イ 通常の学級や通級による指導、支援学級等の多様な学びの場の充実を図るとともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先決定に向けた取組みの充実を図ること。

ウ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

**<合理的配慮についての適切な対応>**（p42）

ア 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう指導すること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。

イ 合理的配慮の検討・決定に当たっては、幼児・児童・生徒の発達段階や合理的配慮の観点を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校園と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図るよう指導すること。

令和4年度 **府立学校に対する指示事項**

**【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】**（p13）

障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が地域社会で豊かに生きるために、小・中学校や高校、支援学校等での多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育をすべての学校においてさらに推進することが必要である。

ア 新学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

**<児童・生徒の学習評価>**（p29）

ア 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上に生かすようにするなど、各学校において、評価の在り方について十分検討すること。また、「観点別学習状況の評価」の実施に当たっては、児童・生徒一人ひとりの学習状況を観点ごとに適切に評価できるよう工夫・改善すること。

イ 障がいのある児童・生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り

方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして児童・生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

### ＜高等学校における支援教育の推進＞（p34）

ア 全ての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。

イ、ウ 省略

### ＜個々の状況に即した適切な支援の充実＞（p34）

ア 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。

イ 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。

ウ 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加まで切れめない支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする、保健・医療・福祉等の専門人材及び関係機関との連携に努めること。

エ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。また、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用して、個々の生徒の状況に即した学習指導や評価の在り方の工夫に組織的に取り組み、進級・卒業をめざした適切な指導を行うこと。その際には、支援教育サポート校や府立支援学校のセンター的機能の効果的な活用を図ること。

### ＜医療的ケアのさらなる充実＞（p36）

ア 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や学校医・医療関係機関等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校においては、「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」に基づき、学校毎の実施要領を策定すること。さらに校内医療的ケア安全委員会を設置するなどして、関係者が連携し対応できる体制を構築すること。

イ 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実に努めること。

ウ 高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう、校内体制のさらなる充実を図ること。

エ 人工呼吸器をはじめとした高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒について、その安全性を考慮しながら、保護者付添いの軽減等を含め、個別に対応の可能性を検討すること。

オ 医療的ケア通学支援事業の活用等により、医療的ケアが必要なために通学が困難な児童生徒の学習機会の確保及びその充実を図ること。

## 確かな学力 「よくある質問と回答(FAX)」より

文部科学省 HP

「目標に準拠した評価」（いわゆる絶対評価）は、学習指導要領に示す目標がどの程度実現したか、その実現状況を見る評価のことを指します。一方、「集団に準拠した評価」（いわゆる「相対評価」）は、学年や学級などの集団においてどのような位置にあるかを見る評価のことを指します。また、「個人内評価」は、児童生徒ごとのよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価しようとするものです。

各学校においては、目標に準拠した評価を一層重視するとともに、個人内評価を工夫することが求められます。

## 新学習指導要領の趣旨を踏まえた「観点別学習状況の評価」実施の手引き

令和3年1月 大阪府教育委員会

### 5 障がいのある生徒の学習評価（p12）

学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある生徒においても同様である。

障がいのある生徒については、支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障がいの状態等に  
応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要である。また、指導内容や指導  
方法の工夫については、新学習指導要領の各教科・科目の「指導 計画の作成と内容の取扱い」の「指導計画  
作成上の配慮事項」の「障がいのある生徒への配慮についての事項」についての学習指導要領解説も参考と  
なる。あわせて、P.47 の「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（平  
成 13 年 9 月 12 日付け教委教務 514 号通知）も参考にすること。

教委教務 514 号  
平成 13 年 9 月 12 日

府立高等学校長様

教育振興室長

## 府立高等学校における**障害のある生徒に対する学習指導及び評価について**（通知）

本府において、障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その  
可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることをねらいとして、これまで推  
進してきたところである。

近年、府立高等学校においても、障害のある生徒が多数学んでおり、障害の有無にかかわらず、「共に学び  
共に育つ」という理念に基づいて教育を行うことが求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、下記の点について十分留意の上、障害のある生徒に対する学習指  
導及び評価を行うよう教職員に周知願います。

### 記

- 1 障害のある生徒の指導については、教職員の共通理解を図るとともに、その障害の種別や程度等に応じて、  
特別な配慮のもとに、可能性を最大限に伸ばすよう、きめ細かく行うこと。
- 2 生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導を行うため、障害の状況を把握し、家庭、専門医等とも連絡を  
密にして、指導目標を設定するとともに、指導内容・指導方法を工夫すること。  
その際、盲学校、聾学校及び養護学校における学習指導方法等も参考にすること。
- 3 教育課程の編成については、「学校設定教科・科目」の開設、教科・科目の選択や単位数の増減などにつ  
いて弾力的な対応を行うこと。また、生徒の障害の状況によって、教育課程の変更を行う必要が生じた場  
合には、教育委員会と協議を行うこと。
- 4 評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、指導の目  
標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、特に、知識の量のみを測るのではな  
く、生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを積極的に評価すること。
- 5 評価の通知については、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題を設定し意欲的に学  
習に取り組めるよう、必要に応じて、その形式・方法及び時期等を工夫すること。
- 6 進級・卒業の判定について、本通知文の趣旨を踏まえて、内規の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこ  
と。

## 大阪府立高等学校に在籍する「障がいにより配慮を要する生徒」

「大阪の支援教育」各年度版より

R3 年度 3307 人（単純平均で 1 校当たり 20 人弱）

（R2：3174、R1:3020、H30:2861、H29:2735、H28:2513、H27:2503、H26:2266、H25:2377、H24:約 2400）

## 高校生活支援カードの作成と活用マニュアル

### 高校生活支援カードについて

**目的：** 高校生活支援カードは、高校生活に不安を感じている生徒や理解されにくい障がいである発達障がいのある生徒、またはその特性のある生徒等の状況やニーズを入学時に把握し、指導・支援のスタートとすることを目的にします。高校生活支援カードの作成が、個別の教育支援計画の作成のはじまりとなり、カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の記載をすることができます。

**様式：** 学校の状況に応じて、A4版とA3版のどちらかの様式を選択します。

**時期：** 入学時の合格者説明会等で高校生活支援カードを配付し、入学手続き時等に回収します。

**対象：** 全ての入学者を対象とします。

(ただし、生徒の状況により個別に聞取り等が必要な場合は、別途対応することも可能です。)

**記入者：** 保護者、本人

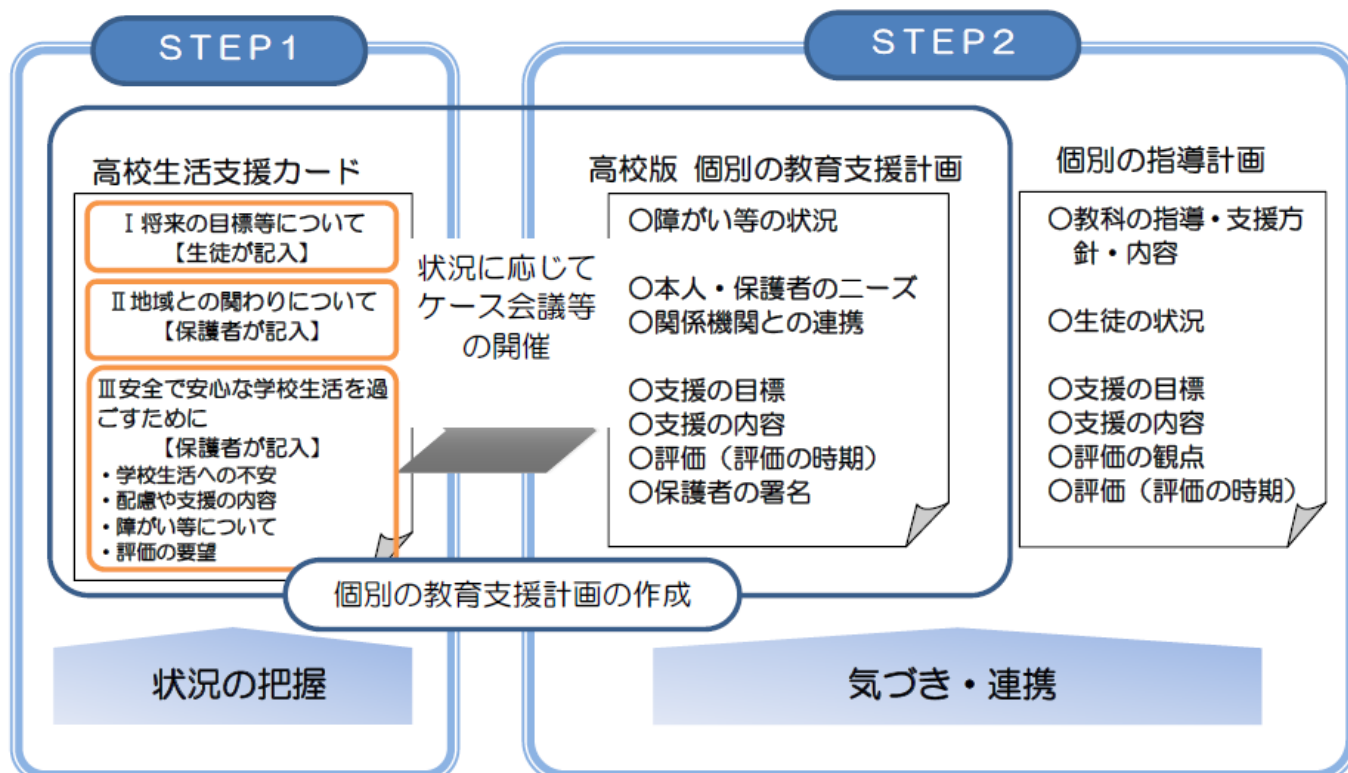
**管理：** 学級担任等

**活用：** 中学校訪問、保護者面談、ケース会議、教育相談、学年会議、学習支援、事象等対応、進路指導（障がい受容等）個別の教育支援計画作成等

**参考書籍：** 高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための明日からの支援に向けて  
高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための共感からはじまる「わかる」授業づくり

#### <高等学校学習指導要領一部抜粋>

障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。





## 高校生活支援カード

1年 組	2年 組	3年 組	
------	------	------	--

生徒名 \_\_\_\_\_

出身中学校 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

記載日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

I 将来の目標等について（生徒本人が記入してください）\*該当する口に✓をつけてください。

1 人との関わり方・働き方について（生徒本人が記入してください）

次のAとBのうち、大切にしたい方の数字に○をつけましょう。どちらが正しいということはありません。自分の気持ちに正直に選択してください。

【人との関わり方】

A	1	2	3	4
いろいろな人と友人になりたい				
人の意見を聞いて行動する				
困った時は人に相談する				

B
必要な人とつきあいたい
自分で考えて行動する
困った時は自分で解決する

【数字について】

1 2 3 4  
 .. : : :  
 つ や や つ  
 よ や や よ  
 く A B  
 A の 項 目 と 思 う  
 項 目 と 思 う

【将来就きたい仕事について】

A	1	2	3	4
幅広くたくさんの方に挑戦したい				
毎日いろいろな人と接する仕事				
能力を十分にいかせる仕事				

B
一つの事を極めたい
毎日接する人が決まっている仕事
能力をいかせるかにはこだわらない

2 自分がかっこよく感じる力について、次の3つの中から1つを選んでください。

先生の話をかきと聞く力  課題や提出物等をやりとげる力  発言や発表、企画・立案をする力

3 卒業後の進路について、希望する進路を選んでください。

進学  就職  未定  その他の進路 ( \_\_\_\_\_ )

II 地域との関わりについて（保護者の方が記入してください）\*該当する口に✓をつけてください。

1 小中学校時代の地域等との関わりについて（複数回答可）

- 教育関係（地域のスポーツクラブや学習塾等）
- 地域関係（子ども会や他の団体等）
- 福祉関係（地域の福祉機関やボランティア団体等）
- 医療関係（かかりつけの医療機関等）

\*さしつかえがなければ、具体的にどのような団体や機関で活動されていたのか書いてください。

III 安全で安心な高校生活を過ごすために（保護者の方が記入してください）

1 高校生活で不安に感じる事（複数回答可）

- 成績  進級  卒業  進路  友人関係  コミュニケーション  いじめ
- 通学  遅刻  欠席  忘れ物  提出物  生活指導面
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

2 これまでの学校生活で、不安に感じた事や通学しにくくなるような出来事はありましたか。

はい  特にない

3 入学後、スクールカウンセラーによるカウンセリングを希望しますか。

はい  特にない

4 学校生活面で配慮を希望することがありますか。

はい  特にない

5 学習面で教員に配慮を希望することがありますか。

はい  特にない

6 障がい等で支援を希望することがありますか。

はい  特にない

すでに個別の教育支援計画を持っている

配慮の内容（ トイレ  食事  更衣  友人との関係  服装等のこだわり  その他）

\*さしつかえがなければ、具体的にどのような支援が必要か記入してください。

7 本人が得意なこと（自慢できること）や評価してほしいところについて書いてください。

# 「個別の指導計画」を作ってもらおう

「個別の教育支援計画」（支援計画）と「個別の指導計画」（指導計画）とは全く別  
最低で学期に1回、最大で月に1回の、「指導計画作成」を  
支援計画も指導計画も本人（保護者）の同意が必要

大阪府は高校用に支援計画のワード表を作り各高校が自校の支援計画を作りやすいようにしている。他方で指導計画は通級指導教室用しか作っていない。当然、高校は支援計画しか意識しない。  
小中学校でも支援計画しか意識していないところが多い???

下の「表」と「吹き出しの文言」は以下から抜粋編集したもの

☆令和元年度大阪府障がい児等療育支援事業療育研修会 2019.7.29

『暮らしを支え 学びをつなぐ「個別の教育支援計画」』（大阪府立堺支援学校 リーディングスタッフ）

☆令和2年度「個別の教育支援計画」作成・活用実践報告会

話題提供 「個別の教育支援計画について」（大阪府教育センター支援教育推進室）

個別の教育支援計画	個別の指導計画
他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画	指導を行うためのきめ細かい計画
一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。	幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。
基本的に同じ内容のものを保護者など関係者や関係機関が共有・活用するツール キーワード ・長期的視点 ・関係機関との連携ツール ・合理的配慮の引継ぎ	学校教育という枠組みにおける教員間・保護者との連携ツール キーワード ・短期的視点 ・校内連携ツール ・学びの履歴の引継ぎ
地域社会の支援体制の中で生涯にわたる支援をするためのツール	「個別の教育支援計画」を踏まえ、具体的な指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画

府教育センター「個別の教育支援計画について」の、「作成3 個別の指導計画の作成」における**指導計画表**に登場する「吹き出しの文言」

「長期目標」欄 子どもの実態に合わせ、ほぼ1年間で達成可能な目標を設定

優先課題をより具体的に示した内容を記入

「短期目標」欄 長期目標を達成するために、いくつかの期間に分けて短期目標を設定（1学期間等、短いスパンで達成可能な目標）

客観的に評価できるよう具体的に記入（どういう状況で、どのような行動を、どれくらいするのか）

※短期目標は記入欄が大きく、「学習内容」「指導方法」その他の欄に分かれる。

「指導方法」欄 合理的配慮の内容を生かした指導・支援の工夫を考え、記入

\*\*\*支援計画と指導計画は一体で作成されるもの\*\*\*

（支援計画・指導計画のひな形をHP上で公開している市町村教育委員会が多くある）

例：大阪市教育委員会指導部HP<個別の教育支援計画・個別の指導計画>

01-1 記入の留意点 【様式】小・中学校 個別の教育支援計画[458KB pdf ファイル]

02-1 記入の留意点 【様式】小・中学校 個別の指導計画[450KB pdf ファイル]

01-2 【様式】小・中学校 個別の教育支援計画[17KB xlsx ファイル]

02-2 【様式】小・中学校 個別の指導計画[13KB xlsx ファイル]